

○ 長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三 （略）</p>

○ 銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十二号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十三号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件（平成十八年金融庁告示第九十四号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第  
五十九号）

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）</p> <p>ロ～リ (略)</p> <p>五～七十四 (略)</p>	<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）</p> <p>ロ～リ (略)</p> <p>五～七十四 (略)</p>

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）

改正案	現行
<p>(定義)            第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            一～三 (略)            四 金融機関等 次に掲げるものをいう。            イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「法」という。）            第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）            ロ～リ (略)            五～七十六 (略)</p>	<p>(定義)            第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            一～三 (略)            四 金融機関等 次に掲げるものをいう。            イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「法」という。）            第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。以下同じ。）            ロ～リ (略)            五～七十六 (略)</p>